法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-26

観世新九郎家文庫の受贈と服部記念法政大学 能楽振興基金の設定

(出版者 / Publisher)

法政大学能楽研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

能楽研究: 能楽研究所紀要

(巻 / Volume)

14

(開始ページ / Start Page)

225

(終了ページ / End Page)

228

(発行年 / Year)

1989-03-30

(URL)

https://doi.org/10.15002/00020407

観世新九郎家文庫の受贈と

服部記念法政大学能楽振興基金の設定

の概略を以下に報告しておく。 昭和50年6月15日付で北海道千歳市東雲町服部康治氏から当 昭和50年6月15日付で北海道千歳市東雲町服部康治氏から当 昭和50年6月15日付で北海道千歳市東雲町服部康治氏から当 四概略を以下に報告しておく。

寄託までの経緯

要するに、 郎家文庫」解説〟に詳述したので、 現した翌年二月発行の『能楽研究』 託されるに至った経緯については、 たる千歳市の服部家に伝わった事情や、それが能楽研究所に寄 たる宮増豊好が家業を継がず、 観世流の家元たる観世新九郎家の伝書が北海道に移り、 室町時代後期に活動した宮増弥左衛門親賢を芸祖とする小鼓 明治維新前後には活動していた最後の新九郎の後嗣 明治末年に家伝の書物を携えて それを参照いただきたい。 第二号掲載の 50年6月15日付で寄託が実 **『観世** 別家筋 九

の長男たる服部康治氏の手元に伝わったのである。が北海道の服部家に残り、小錦治の子の成康氏を経て、成康氏家に寄寓したまま子もなくて没したため、新九郎家の伝書一式北海道に渡り、弟で早くに北海道へ移住していた服部小錦治の

41年春のことで、その調査結果を翌22年の『観世』4・6月号41年春のことで、その調査結果を翌22年の『観世』4・6月号に発表したことから、研究者には観世新九郎家文書が一級資料に発表したのである。64点の貴重文書の目録を添え、服部氏とが実現したのである。64点の貴重文書の目録を添え、服部氏と能楽研究所の連名で各方面に寄託のことを通知した文書は、昭和50年6月20日付であった。

寄託以後のこと

所は、受託後すぐに整理と目録の作成に着手し、50年12月からの公開と、目録の公表とが条件になっていた。そこで能楽研究観世新九郎家文庫の寄託には、そう名付けることと、一般へ

寄贈の実現

文書の修理の問題である。預かっているだけの文書を大学の費そうした展示などを通して顕在化してきたのが、同文庫の古

なって所蔵者服部氏の御意向を打診してみたのである。 は傷のはげしい貴重な文書が少なくない。そうした問題に加え 損傷のはげしい貴重な文書が少なくない。そうした問題に加え 損傷のはげしい貴重な文書が少なくない。そうした問題に加え 用で修理することはできない。かといって放置してはおけない 用で修理することはできない。かといって放置してはおけない

得て採用したのが、寄贈していただいた直後に大学が相応の基 であった。もっともなお考えなので、その御意向に添う形をあ なるのはいやだ、何か適当な形が考えられないか」との御返事 がいいと思うが、先祖の残した書物を子孫が金に替えた結果に の意向として、「よりいっそうの活用のためにはお譲りするの 程の全文を後に掲げるが、織田信長・豊臣秀吉の朱印状を初め 服部記念法政大学能楽振興基金なのである。同基金に関する規 ことを図るという形態である。そうした趣旨で設定されたのが 金を設定し、それによって観世新九郎家の先祖の意志を生かす れこれ理事者と相談し、数度の折衝の後に服部氏の御賛同をも とする貴重文書が多いだけに、古書店を通しての購入ならば恐 された理事会には、深く感謝している。 も妥当な線であろう。とは言え、財政の楽でない時に英断を示 らく二倍を越えるであろうから、 しかるところ、 奥様や相続権を共有する弟妹と相談した結果 2500万円という基金の額

また、寄託に際しての御好意に続いて、厚かましいお願いに

て活用されるようになったと言って然るべきであろう。郎家文庫は、よき所蔵者に伝えられたがゆえに、学界の宝とし服部康治氏御夫妻の御芳志には、感謝の言葉もない。観世新九もかかわらず、寄贈について終始積極的に対応してくださった

基金の規程について

次の通りである。3月1日付の『法政大学広報』邸号に発表された規程の全文はづいて、法政大学理事会が昭和63年2月8日の理事会で決定し、逆、がのがのである。

服部記念法政大学能楽振興基金規程

(目的)

設定する。 記念法政大学能楽振興基金」(以下「本基金」という)を記念法政大学能楽振興基金」(以下「本基金」という)を楽の振興と同文庫の保全に資するため、本大学に「服部第1条 服部康治氏からの観世新九郎家文庫受贈を記念し、能

「事業」

もって次の事業を行う。 第2条 前条の目的を達成するため、本基金から生じる果実を

- 資すること。(1) 功績の顕著な囃子方の顕彰など、能楽囃子方の振興に
- 活用に役立つこと。(2) 観世新九郎家文庫の資料の複製・翻刻など、同文庫の
- (3) 能楽囃子事の研究への助成など、能楽研究の発展や能

楽の興隆に資すること。

〔基金の構成〕

基金に繰り入れる。第3条「本基金は2500万円とする。ただし、果実の残金は

〔管理〕

〔会計年度〕(会計年度)

年3月31日に終わる。第5条 本特別会計の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌

〔委員会〕

楽振興基金委員会(以下「委員会」という)を置く。第6条 本基金の適切な管理と運営のため、審議機関として能

第7条 委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 研究所担当常務理事及び経理担当常務理事
- (2) 能楽研究所の所長及び専任所員
- (3) 学内外の学識経験者若干名

にあたる。
第8条 委員会には委員長を置き、研究所担当常務理事がこれ

する。第9条 委員会は本基金の管理・運営に関する次の事項を審議

- (1) 各年度の事業に関すること
- (2) 委員会の委員から提議されたこと
- 本特別会計の予算および決算に関すること

3

(4) この規程の改正に関すること

第10条 とする。 た任期中に交替した委員の任期は前任者の残任期間とす 委員の任期は、役職上委嘱される委員はその在任期間 他の委員は1年とし、再任をさまたげない。ま

第11条 要のある場合には随時これを招集することができる。 委員会は、委員長が毎年3月に招集する。ただし、 必

[事務担当]

第 12 条 付則 行う。 本規程に基づく事務は野上記念法政大学能楽研究所が

この規程は昭和63年4月1日から施行する。

いる。

若干の補足

の故事に基づいて書き贈って来た「催花」の額が服部家の家宝 先祖観世信光の芸を賞賛して明人の「友梅」なる人が玄宗皇帝 が、功労ある囃子方を顕彰する「催花賞」(この名は新九郎家の ら参加していただき、昭和63年6月7日に最初の会合を持った 寄贈者の服部康治氏と国立能楽堂の前主幹福田安男氏に学外か るであろう。同基金の管理や運営について議する委員会には、 この基金は主として能楽の囃子方の振興に生かされることにな たが、観世新九郎家が能の囃子方の家であった事実を勘案し、 後継者養成に助力すること、観世新九郎家文庫の貴重文書の修 として伝来しているのに由来する)を設定すること、囃子 方 の 目的が狭く限定されるのを避けて「能楽振興基金」と名付け

> 理を行うこと等を、基金の果実の用途として決定した。 の今後の運営について、学内外の関係者の御理解と御協力を願 ってやまない。 そうした事業によって能界に大きく寄与するであろう本基金

庫目録の内の、 なお、『能楽研究』2・3・4号に掲載した観世新九郎 家 文

<u>=</u> 明人友梅筆「催花」額 軸面

-3 近衛前久筆 豊次夢想和歌

ら除いて服部家に返還しており、今回の寄贈からも除外されて の三点は、寄託直後に服部氏からの要請で観世新九郎家文庫か <u>≡</u> 5 永禄十一年十月廿日付、彦右衛門宛信長朱印状 一通

意